

## 入札説明書

独立行政法人都市再生機構中部支社の29一支一国府宮外壁修繕その他工事に係る掲示に基づく入札等については、この入札説明書によるものとする。

1 掲示日 平成29年12月1日

2 発注者 独立行政法人都市再生機構中部支社  
支社長 伊藤 功  
〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号

### 3 工事概要

(1) 工事名 29一支一国府宮外壁修繕その他工事  
(電子入札対象案件)

(2) 工事場所 愛知県稲沢市国府宮3丁目1番

(3) 工事内容 別途交付する図面及び仕様書のとおり

(4) 工期 平成30年2月17日～平成30年7月6日(当初設定工期)

※本工事の工事着工日については、契約締結日の翌日から工事着工期限日(平成30年5月16日)までの間で、落札者が選択できることとする。

※落札者は契約締結日前に入札説明書の別添1「フレックス工期による契約方式の試行に係る取扱要領」に定める工事着工日通知書を機構に提出することとし、工事着工日から起算し下記実施工事期間を加えた工期を契約工期とする。

※ 実施工事期間は140日とする。

(5) 工事の形態

① 本工事はフレックス工期による契約方式(受注者が一定の期間内で工事着工日(工期の始期日をいう。))を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式の試行工事である。

② 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

③ 本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、以下に掲げる条件を全て満たすことを求める試行工事である。

- ・ 監理技術者等と同等の基準を満たす担当技術者が追加配置できること。
- ・ 配置する現場代理人は申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(6) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う(ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、以下に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること)。なお、電子入札により難しいものは、中部支社総務部経理チームに承諾書を提出し、承諾を得て紙入札方式に代えることができる。(様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできる。)

#### 4 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構中部地区における平成29・30年度の競争参加資格について、保全建築の認定（以下「一般競争参加資格」という。）を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部支社長（以下「支社長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により保全建築の再認定を受けていること。）。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から3に示した工事（以下「本工事」という。）の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (5) 工事請負契約の締結又は履行に当たって不誠実な行為があり、工事受注業者として不相当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (6) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (7) 当機構中部支社（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前1年以内の期間において60点未満のものがないこと。
- (8) 愛知県、岐阜県又は三重県内に、「保全建築」に対応する工事種別（建築一式工事）についての建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を受けた本店、支店又は営業所を設置していること。
- (9) 平成19年度以降に、同種の工事の元請けとしての施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

同種の工事とは、RC造、SRC造又はS造の5階以上の居住中の共同住宅（単身向け、社宅及びリゾートマンション等を除く）で、1件工事の工事対象住宅戸数の合計が40戸以上及び請負金額が4000万円以上の建物に係る外壁修繕工事とする。なお、同種工事には、当機構（所管事務所を含む。）発注の工事において工事成績評定点60点未満の工事は含まない。
- (10) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。
  - ① 一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
  - ② 平成19年度から掲示日の前日までの期間に、上記①の有資格者として、上記(9)に掲げる同種工事の経験を有する者であること。ただし、次のa及

- びbに掲げる基準を全て満たさない場合は、同種工事の経験とはみなさない。
- a 対象工事の契約時点で上記①の資格を有していること。
- b 対象建築物の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。
- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- ④ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書及び資料の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
- (11) 平成27年4月1日以降に当機構中部支社で発注した工事種別「保全建築」において調査基準価格を下回った価格をもって保全工事を契約し工事成績評定に68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）で、当機構が発注した工事種別「保全建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し調査基準価格を下回った価格で保全工事を契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。
- (12) 低入札価格調査対象となった者は、下記の条件を満たすこと。
- ① 上記(10)に掲げる主任技術者又は監理技術者は工事現場に常駐できること。また、上記(10)に掲げる主任技術者又は監理技術者と同等の要件を満たす担当技術者を1名以上追加配置すること。
- ② 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある現場代理人を配置できること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
- ③ 追加配置する担当技術者名簿及び配置する現場代理人については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告できること。
- ④ 低入札価格調査後、**別添2**を提出すること。この内容が実施できない場合は、工事成績評定点を減点するものとする。
- (13) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は、機構ホームページ→ 入札・契約情報→ 入札心得、契約関係規定→ 入札関連様式及び標準契約書等→ 標準契約書等について→ 別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）。
- (14) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。
- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
  - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

## 5 設計業務等の受注者等

- (1) 4(6)の「本工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。  
株式会社浦野設計  
（所在地：愛知県名古屋市西区八筋町90番地）
- (2) 4(6)の「当該受注者と資本又は人事面において関連がある建設業者」とは、

次の①又は②に該当するものである。

- ① 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

## 6 担当支社等

- (1) 申請書及び資料について

〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号  
独立行政法人都市再生機構中部支社  
住宅経営部ストック技術課 電話052-968-3251

- (2) 平成29・30年度一般競争参加資格について

〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号  
独立行政法人都市再生機構中部支社  
総務部経理課 電話052-968-3315

## 7 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、支社長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(14)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

この場合、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行うこと。事前に申請手続きを完了していない場合、電子入札システムで競争参加資格の申請が出来ないので注意すること。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(平成29・30年度の一般競争参加資格の申請)

提出期間： 平成29年12月1日(金)から平成29年12月8日(金)  
(競争参加資格申請の提出期限日の5営業日前)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後4時(ただし、正午から午後1時の間は除く。)まで

提出場所： 上記6(2)に同じ。

提出方法： 一般競争参加資格の申請書の提出は、提出場所へ持参又は郵送により行うものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(競争参加資格申請書及び資料の提出期間等)

提出期間： 平成29年12月1日(金)から平成29年12月18日(月)(競争

参加資格の確認の基準日という。)までの土曜日及び日曜日を  
除く毎日、午前10時から午後4時(ただし、正午から午後1時  
の間は除く。)まで

提出場所: 電子入札システムによる場合は、上記6(2)に同じ。

提出方法: 申請書及び資料の提出は電子入札システムにより受付を行  
う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、  
担当者に事前連絡を行ったうえ、内容を説明できる者が持参  
により提出場所へ提出すること。郵送又は電送によるものは  
受け付けない。

紙入札方式による場合の提出場所は、上記6(1)に同じ。

- (2) 競争参加資格の申請書は、**別記様式1**により作成すること。
- (3) 競争参加資格確認申請書類資料は、**別添3**「詳細条件審査型一般競争入札  
に係る競争参加資格確認申請書類作成の手引き」を参考に、次に従い作成す  
ること。

なお、①の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の工事の経験につい  
ては、平成19年度以降に工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載  
すること。

#### ① 施工実績

上記4(9)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績  
を**別記様式2**に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1  
件でよい。

なお、同種の工事とは、次のイからロまでを全て満たす工事とする。

イ 工事対象物が、RC造、SRC造又はS造の5階以上の居住中の共同住  
宅(単身向け、社宅及びリゾートマンション等を除く)であること。

ロ 1件工事の工事対象住宅戸数の合計が40戸以上及び請負金額が4000万  
円以上の建物に係る外壁修繕工事であること。

#### ② 配置予定の技術者

上記4(10)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の  
資格及び同種の工事の経験を**別記様式3**に記載すること。記載する同種の  
工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候  
補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。

入札書投函後開札までの期間及び入札保留がなされている期間におい  
て、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することがで  
きなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出を行うこと。(様  
式任意)なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合  
において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置するこ  
とができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、  
直ちに当該申請書の取下げを行うこと。申請書を電子入札システムにより  
提出した場合であっても、取下げの申請は書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することがで  
きないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づ  
く指名停止を行うことがある。

#### ③ 契約書等の写し

上記①の同種の工事の施工実績として記載した工事が元請の実績である証明ができる書類（工事請負契約書の表紙、特定元方事業者の事業開始報告書等）の写しを提出すること。また併せて施工実績に記載した工事概要が確認できる図面等の写しを提出すること。ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されており、上記内容が確認できるもの（工事カルテ等）の写しを提出することをもって代えることができる。

なお、国・地方公共団体・公団・機構等公共機関以外から受注した工事については、併せて当該書類の原本を提示し受付者の確認を受けること。

上記②の同種の工事の経験として記載した工事の契約書及び工事内容が解る設計図書等の写しを提出すること。なお、国・地方公共団体・公団・機構等公共機関以外から受注した工事については、併せて当該書類の原本を提示し受付者の確認を受けること。

また、監理技術者・主任技術者又は現場代理人として従事したことが証明できる書類及び監理技術者資格証明証の写し（表・裏）を提出すること。

- ④ 平成29・30年度競争参加資格認定通知書の写し  
保全建築の認定を受けているものを提出すること。
- ⑤ 建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し
- ⑥ 施工マニュアル

**別記様式4**に記載されている項目について作成のこと。なお、自社マニュアルがあれば、これをもって代えられる。

- ⑦ 保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し  
上記4(14)に示す競争参加資格を確認する書類として提出すること。

なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には元請適用除外誓約書（**別記様式5-1及び5-2**）を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

※健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

※雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）の写し

(4) 申請書及び資料の提出の際の注意事項

- ① 電子入札システムで提出する場合

電子入札システムにより申請書を提出する場合は、ファイル形式はWord（2010形式以下のもの）、Excel（2010形式以下のもの）、PDF形式又は画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH形式又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。

ファイル容量の合計が2MBを超える場合は、全ての書類を郵送により提出すること。(申請書及び技術資料の1枚目には、代表者印を押印すること。)この場合、必要書類の全てを郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

郵送する際は、表封筒に『29-支一国府宮外壁修繕その他工事』に係る競争参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する。また、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること。

- ・ 郵送する旨の表示
- ・ 郵送する書類の目録
- ・ 郵送する書類のページ数
- ・ 発送年月日

提出期限は、上記7(1)(競争参加資格の申請)の提出期間と同一の日時(必着)とし、郵送による場合は、郵便書留等の配達記録が残るものに限るものとする。

② 紙入札方式とする場合における、持参により提出する場合

持参により申請書及び資料等を提出する場合は、申請書、資料、その他必要書類等全ての書類を提出場所に持参すること。

- (5) 機構が配置予定技術者の専任制を確認し、問題がある事実が確認された場合、競争参加資格を認めない。
- (6) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成30年1月19日(金)までに、電子入札システム(書面により申請した場合は、書面)にて通知する。
- (7) その他
- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
  - ② 支社長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
  - ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
  - ③ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

## 8 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支社長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- ① 提出期限： 平成30年1月26日(金)午後4時
  - ② 提出場所： 6(2)に同じ。
  - ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出するものとする。ただし、発注者の承諾を得た場合は、書面を提出場所に持参するものとする。

郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 支社長は、説明を求められたときは、平成30年2月2日（金）までに説明を求めた者に対し電子入札システム（書面による説明要求の場合は、書面）により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

- (3) 支社長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- (4) 支社長は、上記(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した内容及び回答を行った内容を電子入札システムにより遅滞なく公表する。  
（書面による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。）

## 9 再苦情申立て

- (1) 上記8(2)の説明に不服がある者は、電子入札システムにより説明に係る回答を受け取った日（書面による場合は、説明に係る書面を受け取った日）から7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、次に従い、書面により、支社長に対して再苦情の申立てを行うことができる。

なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

① 受付場所： 愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号 錦中央ビル6階  
独立行政法人都市再生機構中部支社  
総務部総務課 電話 052-968-3305

② 受付時間： 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間は除く。）まで

- (2) 支社長は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を書面により回答する。
- (3) 支社長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後7日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下する。
- (4) 支社長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。
- (5) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先  
上記(1)①に同じ。

## 10 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書（設計図書、現場説明書等を含む。）に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。

① 提出期間： 平成29年12月18日（月）から平成30年1月19日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間は除く。）まで

② 提出場所： 上記6(2)に同じ。



- ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、質問書を持参することにより提出するものとする。郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより閲覧に供する。書面により質問書を提出した者は、上記(1)②の提出場所にて閲覧すること。閲覧期間： 平成30年1月24日（水）から平成30年2月8日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間は除く。）まで

## 11 入札書の締切り及び開札の日時、場所等

### (1) 入札書の締切日時

入札日時： 平成30年2月8日（木）正午まで

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、上記6(2)に上記期限までに持参すること。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

### (2) 開札の日時及び場所等

開札日時： 平成30年2月9日（金）午前10時

開札場所： 愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号 錦中央ビル6階  
独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部経理課

### (3) その他 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、当機構から競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。入札書の締切り及び開札の日時については、次のとおりとする。

書面により再度入札する場合については、発注者から指示する。

#### ① 電子入札システムによる再入札書の締切日時

提出日時： 平成29年2月9日（金）午前11時30分まで

#### ② 電子開札の日時及び場所

日 時： 平成29年2月9日（金）午前11時40分

場 所： (2)に同じ

## 12 入札方法等

### (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、書面により独立行政法人都市再生機構中部支社総務部経理チームに持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

また、書面により持参する場合における入札書の様式は、電子入札ホームページに公開している「入札書（電子入札用）」によることとし、当該入札書には、電子くじ番号として任意の3桁の数字を必ず記入すること。

### (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) その他入札に係る事項については、入札心得書による。
- (5) 当該工事において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

### 13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

### 14 工事費内訳書の提出

- (1) 本件の入札に際しては、第1回の入札において、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求める。内訳書は、電子入札システムにより提出することとし、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。なお、内訳書容量の合計が2MBを越える場合は事前に電話連絡の上、当該内訳書を封緘の上、上記11(1)の提出期限までに持参するものとする（郵送又は電送によるものは受け付けない。）。また、紙入札方式により提出する者は、二重封筒とし、入札書を入れた中封筒と表封筒の間に、当該内訳書を入れて持参により提出すること。提出先は、上記6(1)と同一とする。
- (2) 内訳書の様式は自由であるが、記載内容は別に示す記載方法を参考にして提出する。なお、内訳書には、商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載するとともに、会社印及び代表者（又は代理人）印を押印（電子入札システムにより内訳書が提出される場合を除く。）すること。
- (3) 内訳書が次のいずれかに該当する場合は、原則として当該内訳書提出者の入札を無効とする。
  - ① 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）
    - イ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
    - ロ 内訳書とは無関係な書類である場合
    - ハ 他の工事の内訳書である場合
    - ニ 白紙である場合
    - ホ 内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより内訳書が提出される場合を除く。）
    - ヘ 内訳書が特定できない場合
    - ト 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
  - ② 記載すべき事項が欠けている場合
    - イ 内訳の記載が全くない場合
    - ロ 入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合
  - ③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合
    - イ 他の工事の内訳書が添付されていた場合

- ④ 記載すべき事項に誤りがある場合
    - イ 発注者名に誤りがある場合
    - ロ 発注案件名に誤りがある場合
    - ハ 提出業者名に誤りがある場合
    - ニ 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
  - ⑤ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 電子入札システムで提出する場合の注意事項  
電子入札システムにより内訳書を提出する場合の注意事項は、上記 8 (4) による。

## 15 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

入札参加者が書面による入札を行う場合には、当該書面による入札参加者は開札時に立ち会うこと（電子入札システムにて入札を行う場合は、立ち合いは不要。）。

書面による入札参加者が 1 回目の開札に立ち会わない場合でも、当該書面による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、再度の入札を辞退したものとして取扱う。

## 16 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支社長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記 4 に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

## 17 落札者の決定方法

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第 4 号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」（独立行政法人都市再生機構平成16年度通達34-61）に定める調査基準価格に満たない場合は、低入札価格調査に係る調査書類の提出等、入札（見積）心得書第 9 条第 2 項に定める調査に協力すること。

- (3) 入札(見積)心得書第9条第2項に定める低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書(別添2)として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

## 18 支払条件

- (1) 前金払 40%以内  
(2) 部分払 2回  
(3) 完成払

また低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替えるものとする。

## 19 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

## 20 その他

- (1) 入札参加者は、機構ホームページ (<http://www.ur-net.go.jp/>) の「入札・契約情報」に記載されている入札(見積)心得書(電子入札用の入札心得書を含む)及び契約書案並びに電子入札運用基準を熟読し、入札(見積)心得書及び電子入札運用基準を厳守すること。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、上記7(3)の資料に記載した配置予定の技術者を本工事の現場に専任で配置すること。なお、配置予定の技術者の変更は、原則として認めない。
- (4) 当機構が取得した文書(例:競争参加資格確認申請書等)は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、開示請求者(例:会社、個人等「法人・個人」を問わない。)から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (5) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く毎日、8時30分から20時00分まで稼働している。システムを停止する場合等は、電子入札ホームページ「お知らせ」において公開する。
- (6) システム操作マニュアルは、UR都市機構 入札・契約情報 電子入札のホームページに公開している。
- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先  
電子入札総合ヘルプデスク TEL0570-021-777  
電子入札ホームページ <http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/>
  - ・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせること

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、下記へ連絡すること。

独立行政法人都市再生機構中部支社

総務部経理課 電話052-968-3315

(8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

- ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・見積依頼通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・見積書受信確認通知（不落随契に移行した場合のみ。電子入札システムから自動通知）
- ・見積締切通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

(9) 契約情報の公表について

**別紙**「独立行政法人が行う契約情報の公表について」参照のこと。

(10) 申請書及び資料を提出する前に、使用印鑑届（代表者の印鑑証明書（提出日の3ヶ月以内のもの・原本）を添付）及び年間委任状を上記7(2)総務部経理チームへ提出のこと。平成27年4月1日以降に提出済の場合は、再度提出する必要はない。但し、代表者の変更等記載内容等に変更があれば再度提出が必要となる。

(11) 受注者は、個人情報の取り扱いに関する**別添4**「個人情報等の保護に関する特約条項」を、「契約書」と併せて、同日付けで締結するものとする。

なお、個人情報等の保護に関する特約条項第1条の個人情報等とは、以下のものを想定している。

- ・ 居住者の情報
- ・ 駐車場の情報

以 上

## 独立行政法人が行う契約情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

## (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

## (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

## (3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

## (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

## 競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社  
支社長 伊藤 功 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

連絡者 担当者名  
電話・FAX

平成29年12月1日付けで掲示のありました「29-支-国府宮外壁修繕その他工事」にかかる競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 入札説明書7(3)①に定める施工実績を記載した書面（別記様式2）
- 2 入札説明書7(3)②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面（別記様式3）
- 3 入札説明書7(3)③に定める施工計画に関する提案を記載した書面（別記様式4-1及び4-2）
- 4 入札説明書7(3)④に定める契約書の写し
- 5 入札説明書7(3)⑦に定める施工マニュアル（別記様式5）
- 6 保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書
- 7 入札説明書7(3)⑧に定める社会保険等加入又は、適用除外を証明する書面

注) 電子入札にて参加する場合は必要ありませんが、紙入札方式で参加する場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。



平成 年 月 日

## 同種工事の施工実績

会社名：

項目		施工実績事例		
工事名称等	工事名称			
	発注機関名			
	施工場所			
	契約金額	総額	円（出資比率 %	百万円）
	工期	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日
	受注形態	（１）単独、（２）共同企業体（出資比率 %）		
建 工 物 事 概 対 要 象	構造・階数	（１）RC造 （２）SRC造 （３）その他（造） 階建		
	棟数・戸数	棟 戸 <small>（複数棟の場合、棟別記載）</small>	住宅種別	（１）賃貸住宅 （２）分譲住宅
	延べ面積	_____ m <sup>2</sup>	入居状況	居住中
工事内容等				
CORINS への登録 (当該事項を○で囲む)		有 ・ 無 (CORINS 登録番号： - - )		

(注1) 施工実績は、入札説明書記4(10)に示す同種工事について記載すること。

(注2) 工事名称等及び工事概要等が確認できる契約書・設計図書の一部(写し)等を添付すること。

ただし、添付する設計図書の中で工事名称、工事内容、工事規模等が確認できる部分に、原則として赤字でマークすること。なお、CORINS に登録済の場合は、登録されている内容が確認できるもの(工事カルテ等)の写しを添付することをもって代えることができる。

(注3) 工事内容等の欄は、工事内容、工種、施工方法、数量等を記載すること。

(注4) 様式の最初のページには、インデックスを付けること。

(注5) 工事の中に同種工事の物が含まれている場合は、内訳書等、同種工事の割合が確認できるものを添付すること。

平成 年 月 日

## 配置予定技術者の資格・従事状況

		会社名（建設業許可番号）：				
氏名・職制		ふりがな 氏名： （生年月日：昭和・平成 年（西暦 年） 月 日）				
最終学歴		学科（専攻）昭和・平成 年 月卒業				
法令による 免許		一級建築士	取得時期	昭和・平成 年 月 日		
			登録番号			
		一級建築施工管理技士	取得時期	昭和・平成 年 月 日		
			登録番号			
		指定建設業監理技術者	取得時期	昭和・平成 年 月 日		
			登録番号			
監理技術者講習修了証	修了月日	昭和・平成 年 月 日				
	登録番号					
現在の 従事 状況	社内勤務 の場合	勤務地	所属・役職			
		業務内容	在籍期間			
	工事現場 勤務の場 合	工事名称				
		従事役職	(1) 監理技術者 (2) 主任技術者 (3) 現場代理人			
		専任・兼任	(1) 専任 (2) 兼任			
		発注機関名				
		施工場所				
		工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
		工事内容等				
		同種 工事の 工事 経験	工事名称			
従事役職	(1) 監理技術者 (2) 主任技術者 (3) 現場代理人					
専任・兼任	(1) 専任 (2) 兼任					
発注機関名						
施工場所						
工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日					
CORINS 登録	有 (CORINS 登録番号： — — )・無					
工事概要等						
構造・階数	(1) RC造 (2) SRC造 (3) その他 ( 造) 階建					
棟数・戸数	棟 戸 — (複数棟の場合、棟別記載) —	住宅種別	(1) 賃貸住宅 (2) 分譲住宅			
延べ面積	— m <sup>2</sup>	入居状況	居住中			
工事内容等						

(注1) 配置予定技術者とは、専任となる監理技術者をいう。

(注2) 配置予定技術者の資格として、監理技術者となりうる国家資格等であれば、上記以外でも記入すること。

(注3) 配置予定技術者の資格を証する書面の写し等を添付すること。

(注4) 平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証の写し（裏・表）を併せて提出すること。

(注5) 現在従事している工事が無い場合には、工事件名欄に、現在の所属及び役職を記入すること。

(注6) 工事概要・工事内容等が確認できる契約書・設計図書の一部（写し）等を添付すること。

ただし、添付する設計図書の中で工事内容（構造・階数・棟数・戸数）が確認できる部分に、原則として赤字でマークすること。なお、CORINSに登録済の場合は、登録されている内容が確認できるもの（工事カルテ等）の写しを添付することをもって代えることができる。

(注7) 配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び施工実績を記載することもできる。（ただし、配置予定の技術者ごとに予定配置技術者の評価を行い、合計点の最も低い者の得点を予定技術者に係る評価点とする。）

## 保全工事に係る施工マニュアル記載事項例

○様式は自由とし、Ⅰ・Ⅱの内容について概ね記載されているものとする。

### Ⅰ. 工事にあたっての留意事項について

- 1 心構え、みだしなみ
- 2 居住者又は、近隣に対する周知方法
- 3 居住者又は、近隣に対する安全管理
- 4 作業員に対する安全衛生管理
- 5 緊急時の対応
- 6 工事関係車両の走行及び駐車のマナー
- 7 資材・機器の搬入及び搬出
- 8 工事騒音や振動等に対する対策
- 9 工事完了時の留意事項

### Ⅱ. 施工管理について

- 1 工程管理
- 2 品質管理
- 3 社内検査体制

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 中部支社  
支社長 伊藤 功 殿

住 所  
商 号  
代表者

元請適用除外誓約書

別紙の理由により、29-支-国府宮外壁修繕その他工事の競争入札に関し、当社は、  
〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

(健康保険・厚生年金保険)

- 従業員 5 人未満の個人事業所であるため。
- 従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

平成 年 月 日、関係機関(〇〇年金事務所〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

- 役員のための法人であるため。
- 使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

平成 年 月 日、関係機関(ハローワーク〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

## フレックス工期による契約方式の試行に係る取扱要領

独立行政法人都市再生機構

## (総則)

第1条 本要領は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が発注する工事の一部において、フレックス工期（受注者が一定の期間内で工事着工日を選択することができ、これが手続き上明確になっている契約方式に係る設定可能な工期の始期と終期の期間をいう。以下同じ。）による契約方式（受注者が一定の期間内で工事着工日（工期の始期日をいう。以下同じ。）を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式をいう。以下同じ。）を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 建設需要の拡大、施工技術者及び作業員の不足等により、計画的で良質な施工の確保、労資機材の確保及び建設業の経営改善に影響を及ぼしており、施工量の平準化が求められている。このため、総合的な施策展開の一環として、受注者が工事着工時期を選択できる工事（フレックス工期による契約方式を試行する工事（以下「フレックス工事」という。））を試行するものである。

## (工事着工期限日及び工事着工日)

第3条 機構は、工事着工期限日をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示するものとする。

2 受注者は、契約日の翌日から工事着工期限日までの期間で、任意の日を工事着工日とすることができる。

3 受注者は、契約前に工事着工日を定め、工事着工日通知書により機構に通知しなければならない。

## (工期)

第4条 工事着工期限日から、フレックス工期に係る工期の終期までの期間は、機構の設定する必要な工事期間（当初設定工期の期間）を確保するものとする。また、受注者は、必要に応じて「前払金に関する覚書」を請負契約締結と同時に交換する。

## (前払金の取扱い)

第5条 フレックス工事に係る前払金は、工事着工日までは請求することができない。

## (工事着工日前の取扱い)

第6条 契約日から工事着工日までの期間における当該工事現場の管理は、機構の責任において行うものとする。

2 契約日から工事着工日までの期間には、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、受注者は、その期間に工事に着工することはできない。

3 契約日から工事着工日までの期間の実施可能な業務については、機構との協議により決定する。

## (技術者の取扱い)

第7条 フレックス期間（契約日から工事着工日までの期間をいう。）は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

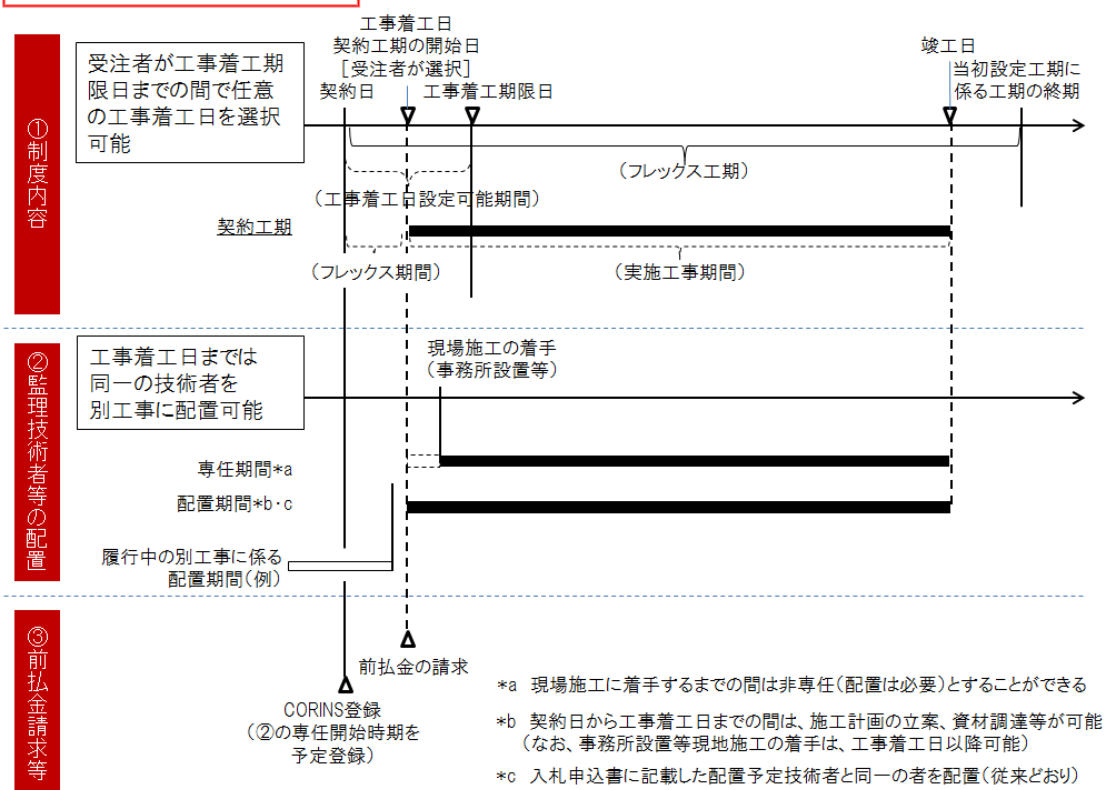
第8条 フレックス工期による契約方式の試行により増加する経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

以上

### フレックス工事の概念図



# 工 事 着 工 日 通 知 書

(フレックス工期契約制度適用工事)

年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社  
支社長 伊藤 功 殿

受注者 住所  
商号又は名称  
氏名

印

次のとおり工事着工日を定めましたので通知します。

工 事 名	29-支-国府宮外壁修繕その他工事
工 事 場 所	愛知県稲沢市国府宮3丁目1番
契約予定年月日	年 月 日
工 期	工 事 着 工 日 から 年 月 日まで
工 事 着 工 日	年 月 日

※契約締結時まで提出すること。

※契約書には、本通知書により通知した工事着工日を記載する。



## 確 認 書

独立行政法人都市再生機構中部支社（以下「発注者」という。）と受注者〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、下記1の工事（以下「工事」という。）の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

## 第1 確認内容

発注者は、工事の契約にあたり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記2の「低入札価格調査による確認事項」（別紙のとおり。以下「確認事項」という。）のとおり発注者、受注者とも確認する。

## 第2 確認事項の履行

受注者は、工事の施工にあたっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

## 第3 工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

## 記

- 1 契約対象工事名 : \_\_\_\_\_
- 2 低入札価格調査による確認事項 (別紙)

平成〇〇年〇〇月◇▲日

発注者 独立行政法人都市再生機構中部支社  
支社長 伊藤 功 ㊟

受注者 社名  
代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

1 ○○○に関すること。

- ①
- ②
- ③

2 ◎◎◎に関すること。

- ① △▽▲▼
- ② ◇◆◇◆
- ③ . . . .

3 ※※※に関すること。

記載要領

- 1) 工種・項目に分けて内容を具体的に記載することとし、別紙については任意の様式としても構わない。
- 2) 低入札価格調査時にヒアリングした内容で施工体制、材料調達、安全管理、工事計画、技術的な提案等は、確認方法を考慮した記載方法を工夫する。
- 3) 低入札価格調査時に提出された資料を用いるなど、作成方法の簡略化を図ること。

以 上

## 詳細条件審査型一般競争入札に係る競争参加資格 確認申請書類作成の手引き

「29-支-国府宮外壁修繕その他工事」に係る競争参加資格の確認について提出する書類は、この手引きに基づいて作成、提出してください。

### 1 申請書の提出について

- (1) 申請書類は、2に定める書類を、3に定める方法に基づき提出して下さい。
- (2) 添付資料も含め、書類はすべてA4サイズで作成して下さい。(A3折込み含む)
- (3) 書類作成及び提出に要する費用は提出者の負担とします。
- (4) 提出部数は1部とします。

### 2 申請書の提出書類

- (1) 競争参加資格確認申請書 別記様式1  
次のものを提出すること。
  - ① 建設業許可通知書又は建設業許可証明書（写し）
  - ② 平成29・30年度の競争参加資格認定通知書（写し）
- (2) 同種工事の施工実績 別記様式2
  - ・ 同種工事の施工実績が確認できる書類
    - イ 契約書・設計図書の一部等（写し）
    - ロ 又はイが確認できるCORINSによる工事实績データ（写し）
- (3) 配置予定技術者の資格・施工実績 別記様式3
  - ① 一級建築士等の免許証又は合格証明書等（写し）
  - ② 監理技術者資格者証(表・裏の写し)、監理技術者講習修了証（写し）
  - ③ 同種工事の施工実績及び従事役職が確認できる書類
    - イ 契約書・設計図書の一部等（写し）
    - ロ 現場代理人届、主任（監理）技術者届（写し）
    - ハ 又はイ及びロが確認できるCORINSによる工事实績データ（写し）
  - ④ 雇用関係を証明する書類（イまたはロ）
    - イ 健康保険証、雇用保険証等（写し）
    - ロ 在籍証明書
- (4) 施工マニュアル 別記様式4
  - ① 保全工事に係る施工マニュアル
- (5) 社会保険加入状況
  - ① 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（写し）
  - ② 社会保険等未加入者が適用除外となった場合  
元請適用除外誓約書 別記様式5-1、5-2
  - ③ 社会保険等未加入者が加入した場合  
加入をした事を証明する書面
    - イ 健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面（下記に示すいずれかの書面）
      - ・「健康保険・厚生年金保険」領収書（写し）
      - ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書（写し）

- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写し）
- ロ 雇用保険の加入した事を証明する書面（下記に示すいずれかの書面）
  - ・「雇用保険」領収済通知書（写し）及び労働保険概算・確定保険料申告書（写し）
  - ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）（写し）

注1) 同種工事の施工実績及び技術者の資格・工事経験等が確認できる書類として、契約書、設計図書の一部及び免許証、資格証等の書類を提出すること。（いずれも写し）

ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されており、上記内容が確認できる場合は、設計図書を省略できる。（CORINS登録内容の写しを提出すること。）

なお、民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の写しを提出すること。（※民間工事に関するすべての書類については、原本確認・契約相手方へ問い合わせを行うことがあります。）

注2) 提出する工事概要・工事内容等が確認できる設計図書の一部（写し）については、A3版に縮小しA4版に折り込むこと。工事件名等の文字が判別できないような場合は、全体図の他に確認できる部分を拡大コピー等した図面を添付すること（工事名称及び発注機関等も確認できる様にコピーすること）

注3) CORINS登録がされている場合でも監理技術者資格者証の有効期限を確認するため、資格者証の写しは、必ず添付すること。

注4) 配置予定技術者に係る同種の工事の施工実績において、従事役職〔現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者〕の証明書類は必ず提出すること。〔CORINS登録の写し又は現場代理人届の写し・主任技術者届の写し・監理技術者届の写し又はこれらと同等の証明書類など。〕

注5) 配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び施工実績を記載することも出来る。（ただし、配置予定の技術者ごとに予定配置技術者の評価を行い、合計点の最も低い者の得点を予定技術者に係る評価点とする。）

また、同一の予定者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することが出来なくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置する事が出来ないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

注6) 同種工事の施工実績と配置予定技術者の施工実績を確認する工事が同一の場合は、工事請負契約書及び図面等は省略することができます。

### 3 セット方法

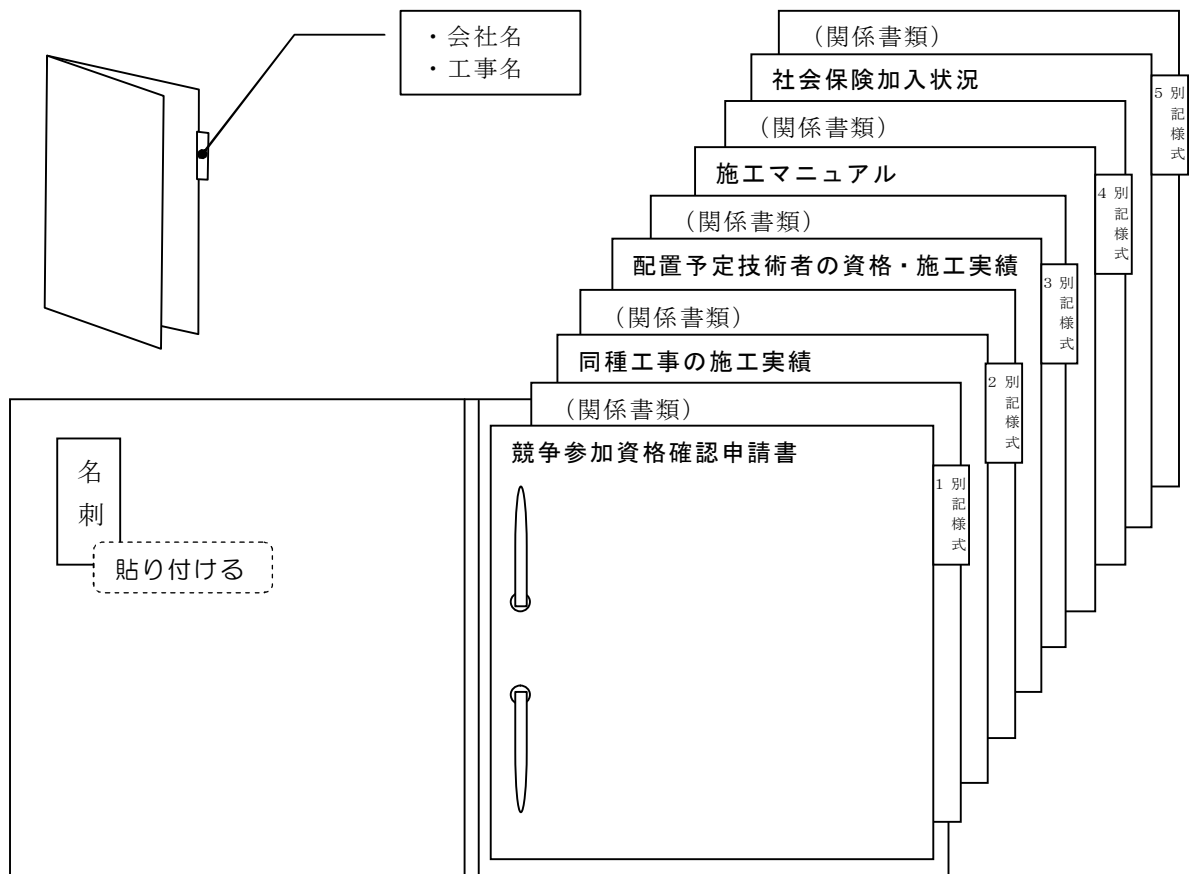
#### (1) 電子入札システムにより提出する場合

- ・ファイル形式はWord2010形式以下のもの、Excel2010形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）で作成すること。
- ・ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH形式又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

- ・契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。
- ・ファイル容量の合計が2MBを越える場合は、すべての書類を郵送により提出すること。（申請書及び技術資料の1枚目には、代表者印を押印すること）この場合、必要書類の全てを郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。
- ・郵送する際は、表封筒に「『29-支一国府宮外壁修繕その他工事』に係る競争参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する。また、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること。
  - ・郵送する旨の表示
  - ・郵送する書類の目録
  - ・郵送する書類のページ数
  - ・発送年月日

提出期限は、入札説明書7（1）の提出日時と同一の日時（必着）とし、郵送による場合は、郵便書留等の配達記録が残るものに限るものとする。

## （2）郵送又は紙入札方式により提出する場合



(A4 サイズ色別フォルダ)

○別記様式1～5の順に綴じること。

共同申込の場合、代表者と代表者以外の両方の資料があるものは、代表者の資料の次に代表者以外の資料を綴じる。

○A4版ファイル（左側2穴）に綴じ、インデックスに工事名及び会社名を記入する。

○設計図書：A3版に縮小し、A4版に折り込む。同種工事の確認部分に原則とし

て赤字でマーク。

- 各様式の最初のページにインデックスをつける。
- ファイルの裏表紙に名刺を貼りつける。

#### 4 その他の提出物

電子入札にて参加する場合は必要ないが、紙入札方式で参加する場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金（392円）の切手を貼った長3号封筒1通を併せて提出すること。なお、資料を提出した確認が必要な場合には、「別記様式1」の写しに機構受付印を押して返却するので、「別記様式1」の写しを用意し、その旨受付で申し出ること。

#### 5 提出期間

平成29年12月1日（金）から平成29年12月18日（月）の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）

なお、紙入札方式で参加する場合は、あらかじめ前日までに提出日時を連絡のうえ、内容を説明できる者が持参すること。

#### 6 使用印鑑届及び年間委任状について

- (1) 申請書及び資料を提出する前に、使用印鑑届及び年間委任状を経理チームへ提出すること。

使用印鑑届には代表者の印鑑証明書（提出日の3か月以内のもの）を添付すること。

- (2) 平成29年4月1日以降に提出済の場合は、再度提出する必要はない。ただし、代表者の変更等記載内容等に変更があれば再度提出が必要となる。

#### 7 書類の提出先及び書類作成に関する問い合わせ先

愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号 錦中央ビル7階  
独立行政法人都市再生機構中部支社  
住宅経営部ストック技術課  
電話 052-968-3251

## 個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が平成 年 月 日付けで締結した29-支-国府宮外壁修繕その他工事の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

一 個人情報（独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。）

二 居住者に関する情報

三 駐車場に関する情報

（個人情報等の取扱い）

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（適正な管理のための措置）

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第6条 受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

（複写等の禁止）

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

（下請けの制限等）

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に請負わせてはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に請負わせる場合には、その下請させる者に対して、

本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

- 3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき下請けさせた者が更に他に請負わせる場合、その下請させた者が更に他に請負わせる場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

- 2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

(事故等の報告)

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

- 3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。



本特約条項締結の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所

氏名

印

受注者 住所

氏名

印

# 個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

## 1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

## 2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

### (1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

### (2) データ

① データを保存するPC及びスマートフォンやUSBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

## 3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

### (1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

### (2) 送付及び持出し等の手順

#### ① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

#### ② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

#### ③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

#### ④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

#### 4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### 5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### 6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

#### 7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。

#### 8 個人情報等が登録された携帯電話機の使用について

発注者の指示又は承諾により、携帯電話機に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

#### 9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

#### 10 その他留意事項

独立行政法人は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第7条第2項において、『独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止

その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。』と規定されており、業務受注者についても本法律の適用対象となる。

したがって、本法律に違反した場合には、第50条及び第51条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

## 11 特記事項

特になし

株式会社\*\*\*\*\*

代表取締役 \*\* \*\* 印

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：29-支-国府宮外壁修繕その他工事

1 取扱責任者及び取扱者

	部 署	氏 名	取扱う範囲等
	役 職		
取扱責任者	〇〇部△△課		
	課長		
取 扱 者	〇〇部△△課		***地区に係る～～～
	係長		
	〇〇部△△課		***地区に係る～～～
	主任		
	〇〇部△△課		***地区に係る～～～

## 2 管理及び実施体制図

(様式任意)

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社  
支社長 伊藤 功 殿

株式会社\*\*\*\*\*  
代表取締役 \*\* \*\* 印

### 個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名： 29 - 支 - 国府宮外壁修繕その他工事

---

#### 記

- 1 確認日 平成 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

以 上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
<b>1 管理及び実施体制</b>		
平成 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
<b>2 秘密の保持</b>		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
<b>3 安全確保の措置</b>		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じている。		
<b>《個人情報等の保管状況》</b>		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するPC及びスマートフォンやUSBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
<b>《個人情報等の送付及び持出し手順》</b>		
① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		
④ FAXについては、原則として禁止しており、やむを得ずFAX送信する場合は、次の手順を厳守している。 ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		



確認内容	確認結果	備考
⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥ 添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
<b>4 収集の制限</b>		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
<b>5 利用及び提供の禁止</b>		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
<b>6 複写又は複製の禁止</b>		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
<b>7 再委託の制限等</b>		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
<b>8 返還等</b>		
① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。		
<b>9 携帯電話機の使用</b>		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、		

確認内容	確認結果	備考
消去している。		
<b>10 事故等の報告</b>		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
<b>11 取扱手順書の周知・徹底</b>		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
<b>12 その他報告事項</b>		
(任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。)		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	—

\* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。